

# よくある質問 Q&A

## 《保険料の計算について》

**Q1** 均等割額と所得割率は、今後も変わらないのですか？

**A1** 均等割額及び所得割率は、後期高齢者医療制度の収支状況を踏まえ、2年毎に設定されます。  
平成22年度分及び23年度分の保険料は、均等割額38,925円及び所得割率7.18%に基づいて1人ずつ算定されます。

**Q2** 年度途中で引越した場合、保険料はどうなりますか？

**A2** 【同じ市町村内で引越した場合】  
保険料は変わりません。  
【秋田県内の別の市町村に引越した場合】  
保険料は変わりませんが、引越した前月分までの保険料を引越し前の市町村で支払い、それ以降は引越し後の市町村で支払います。  
【秋田県外に引越した場合】  
引越した前月分までが秋田県での保険料となり、引越した月以降の保険料は引越し後の都道府県にて新たに計算されます。

**Q3** 所得の申告をしませんでしたが、保険料に影響はありますか？

**A3** 保険料は、被保険者の前年の所得に基づいて算出しておりますので、所得の申告をされていない場合は、正しく保険料を算出することができません。  
1月1日時点でのお住まいの市町村へ所得の申告をしていただきますようお願いいたします。  
所得の申告の結果、保険料を納めすぎていることが判明した場合は還付いたします。

## 《保険料の納め方について》

**Q4** 保険料の納付書が自宅に届きました。保険料は年金から天引きされると聞いたのですが…

**A4** 原則として、保険料の納め方は「年金からの天引き(特別徴収)」ですが、年金の受給額や後期高齢者医療保険料額と介護保険料額の合計、年度途中の加入等の様々な条件により、「納付書等での納付(普通徴収)」となる場合があります。  
「年金からの天引き(特別徴収)」となるか「納付書等での納付(普通徴収)」となるかは、お住まいの市町村の後期高齢者医療制度担当部署にて判断しております。

## 《保険料の軽減について》

**Q5** 私の収入は年金のみで年間約50万円にもかかわらず、均等割額が軽減されていないのはなぜですか？

**A5** 均等割額の軽減につきましては、世帯内の被保険者及び世帯主の前年の所得に基づいて判定を行います。  
被保険者本人の所得が少なくても他の被保険者や世帯主の所得額によっては、均等割額の軽減対象とはならないことがあります。

**Q6** 後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得した日の前日において、職場の健康保険等の被扶養者だったのですが、保険料が軽減されていません。

**A6** 恐れ入りますが、お住まいの市町村の後期高齢者医療制度担当窓口までご連絡ください。軽減されていない理由を当該健康保険組合等に確認させていただきます。

**Q7** 後期高齢者医療制度に加入するまでに国民健康保険(または国民健康保険組合)の被保険者でしたが、職場の健康保険等の加入者であった方と同じような軽減はありますか？

**A7** 国民健康保険(または国民健康保険組合)に加入されていた方については、同様の軽減措置がありませんが、被保険者と世帯主の所得に応じて軽減の対象となる場合があります。

# 保険料は大切な財源です

後期高齢者医療にかかる費用(医療機関等で支払う患者負担分を除く)には、約5割の公費(国、県、市町村)が充てられます。また、約4割は現役世代からの支援金(若年者の保険料)でまかなわれ、残りの約1割を保険料として被保険者の皆様に納めていただきます。

公費 約5割 (国、県、市町村)

現役世代からの支援金  
(若年者の保険料)  
約4割

高齢者の  
保険料  
約1割

交付

社会保険診療報酬  
支払基金

一括納付

各医療保険者  
(健保、国保等)

各医療保険(健保、国保等)の被保険者(75歳未満の方)の保険料

口座振替・納付書

年金からの天引き

被保険者(75歳以上の方、一定の障がいがある65歳以上の方)の保険料

# 保険料を納めていないと…

特別な事情がないにもかかわらず、納期限から1年以上保険料を納めていただいていない被保険者には、通常の保険証に代わり有効期限の短い保険証が交付されることがあります。  
さらに保険料の滞りが続く場合には、有効期限の短い保険証に代わり資格証明書が交付されることもあります。  
資格証明書を使用しての受診は、診療にかかる医療費を全額自己負担していただくこととなります。

## 保険料納付のご相談について…

火災等の被災や事業の休廃止あるいは長期入院等による被保険者又は生計維持者の収入の減少など、特別な事情により保険料の納付が困難と認められた場合には保険料が減免されます。  
詳しくは、お住まいの市町村窓口でご相談ください。

お問い合わせは、  
**お住まいの市町村の担当窓口**  
または、下記までお尋ねください。  
**秋田県後期高齢者医療広域連合**  
〒010-0951  
秋田市山王四丁目2番3号 秋田市町村会館1階  
TEL 018-853-7155 (業務課)  
018-838-0610 (総務課)  
FAX 018-838-0611

\*当リーフレットの内容は、厚生労働省資料をもとに作成しております。今後、政省令等の公布により内容が変更になる場合があります。

©(株)社会保険出版社  
禁無断転載 88814

古紙パルプ配合の  
再生紙を使用

PRINTED WITH  
SOY INK  
大豆由来の大豆インクを使用しています。

# 後期高齢者医療制度

平成22年度

# 保険料のしおり

「保険料は大切な財源です」



秋田県後期高齢者医療広域連合

(平成22年7月作成)

# 保険料の決まり方

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額からなり、被保険者一人ひとりに課されます。

$$\text{保険料 (年額)} = \text{均等割額 } 38,925\text{円} + \text{所得割額} \left( \text{賦課のもととなる所得金額} \times \text{所得割率 } 7.18\% \right)$$

※均等割額と所得割率は、原則として秋田県内で均一となります。  
※保険料の賦課限度額は年50万円です。

※賦課のもととなる所得金額とは…収入から当該収入の種類に応じた一定の金額を控除し、さらに基礎控除額(33万円)を控除した金額のことです。

例：330万円未満の年金収入のみの方の場合 年金収入 - 公的年金控除額(120万円) - 基礎控除額(33万円)

# 保険料の納め方

保険料は原則、年金からの天引き(特別徴収)ですが、下記のような様々な条件により、窓口納付または口座振替といった納付方法(普通徴収)になることがあります。

## ●年金からの天引き(特別徴収)

**対象となる方** ●年金の受給額が年18万円以上の方(後期高齢者医療保険料額と介護保険料額との合計が年金の受給額の2分の1を超える場合を除く。)

**納め方** 年6回の年金の受給時に、年金の受給額から保険料があらかじめ天引きされます。

仮徴収			本徴収		
4月(1期)	6月(2期)	8月(3期)	10月(4期)	12月(5期)	2月(6期)

●前年の所得が確定していないため、仮算定された保険料額となります。  
●前年の所得により算定された年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額となります。

## ●納付書または口座振替での納付(普通徴収)

**対象となる方** ●年金の受給額が年18万円未満の方  
●後期高齢者医療保険料額と介護保険料額との合計が年金の受給額の2分の1を超える方  
●介護保険料が年金から天引きされていない方

**納め方** ●納付書の場合 市町村から送付される納付書で、納期限内に指定された金融機関等で納めます。  
●口座振替の場合 ご指定の口座から納期限内自動的に引き落とされます。

普通徴収の納期(原則各月の月末まで)			
7月(1期)	8月(2期)	9月(3期)	10月(4期)
11月(5期)	12月(6期)	1月(7期)	2月(8期)

- 普通徴収の方には、保険料の納め忘れがない口座振替をおすすめいたします。
- 特別徴収の方は、口座振替へ変更することもできます。(※確実な納付が見込まれない場合は、口座振替への変更が認められない場合があります。また、口座振替において振替不能になった方等については、再度、特別徴収となる場合があります。)
- 納付方法の変更手続きにつきましては、お住まいの市町村担当窓口にてご相談ください。

# 保険料が軽減される場合があります

保険料が軽減される場合には、あらかじめ軽減した保険料をご通知しますので、あらかじめ手続きをしていただく必要はありません。

## ① 均等割額の軽減について

### ●所得の少ない方

所得の少ない方は、保険料の均等割額が世帯の所得にあわせて次のとおり軽減されます。

軽減割合	世帯(被保険者および世帯主)の総所得金額等	軽減後均等割額
<b>9割軽減</b>	「基礎控除額(33万円)以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下」の世帯(その他各種所得がない場合)	<b>3,892円</b>
<b>8.5割軽減</b>	「基礎控除額(33万円)」以下の世帯	<b>5,838円</b>
<b>5割軽減</b>	「基礎控除額(33万円)+24.5万円×世帯の被保険者数(被保険者である世帯主は除く)」以下の世帯	<b>19,462円</b>
<b>2割軽減</b>	「基礎控除額(33万円)+35万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	<b>31,140円</b>

※「総所得金額等」とは収入から当該収入の種類に応じた一定の金額を控除した金額です。なお、均等割額の軽減の判定には専従者控除や譲渡所得の特別控除は適用されません。  
※65歳以上の方の公的年金所得については、公的年金収入額から公的年金控除額を差引き、さらに15万円(高齢者特別控除)を差引いた額を軽減判定の所得とします。

### ●職場の健康保険等の被扶養者であった方

後期高齢者医療制度に加入した日の前日に、職場の健康保険等(下記保険)の被扶養者であった方は、均等割額が9割減額され、所得割額がかかりません。

○対象となる保険：協会けんぽ(旧政府管掌健康保険)、各健康保険組合、共済組合、船員保険 ※国保、国保組合は対象となりません。

軽減割合	該当する条件等	軽減後均等割額
<b>9割軽減</b>	制度加入前に職場の健康保険等の被扶養者であった方	<b>3,892円</b>

## ② 所得割額の軽減について

### ●賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方

賦課のもととなる所得金額(基礎控除後)が58万円以下の方については、その所得割額が5割軽減となります。年金収入のみの方は、年額211万円以下の方が該当します。

